

平成27年（行ウ）第16号
怠る事実の違法確認等請求事件
原告 光城 敏雄 外4名
被告 大 東 市 長

平成30年1月26日

準備書面(10)

大阪地方裁判所 第7民事部 合議2ハ丙係 御中

被告訴訟代理人

弁護士 俵

正 市

(主任) 弁護士 寺 内

則 雄



頭書事件について、原告らの平成29年10月10日付「訴えの変更申立書」による（変更後の）請求の趣旨に対し、被告は以下のとおり答弁する。

記

第1 請求の趣旨に対する答弁

原告らの請求をいずれも棄却する。

第2 請求の原因に対する認否

1 請求原因第1項について

否認する。因みに、平成26年3月下旬頃には、営繕課は、このままでは建築関係法令に適合しないことを知っていたとあるが、現行の建築基準法の遡及適用範囲については特定行政庁、検査機関に一定の範囲の裁量があり、大阪府から改修が必要な箇所指摘を受けていたからといって必ずしも遡及適用がされるとは限らない

ので、適合しないことを知っていたと断定することは失当である。

2 請求原因第2項について

争う。特に本件入札が違法であるとの点は否認する（入札の所管課である契約課は遡及適用の範囲について平成29年6月23日まで全く情報を持ち合わせていない）。営繕課の入江は遡及適用の範囲について建総研からの大阪府、検査機関との事前協議による縮減交渉に期待していたし、その報告については、上司の営繕課長に進捗状況を逐一報告しているし、営繕課が契約課に対して直接報告することはない。

3 営繕課の入江が善管注意義務を怠ったとある点は否認する（請求原因第1項の認否参照）。

第3 主張整理案について

1 主張整理案7頁「コ」に「東坂、西辻及び田中は、地方自治法121条により同議会において出席したが、追加工事が必要であることについての説明をしていない」のは、本件原契約締結に係る議案は、適法に執行された入札等をもとに締結された仮契約について、本契約として効力を生じさせるための議案であることから、本件原契約締結に係る議案の審議にあたっては、遡及適用範囲部分への対応、つまり入札が執行等された後に判明した追加工事の必要性については、説明する必要がなかったことによるものであって、意図的に隠したものでないことを追加主張する。

2 誤記について

- ① 富田建設 → 冨田建設（2頁5行目）
- ② 5592万4000円→5594万4000円（2頁23行目）
- ③ 5592万4000円→5594万4000円（3頁7行目）
- ④ 見解を示した→見解を同年5月26日頃に示した（6頁18行目）
- ⑤ 平成24年4月以降→平成24年5月以降（10頁10行目）
- ⑥ 4000万円→4000円（14頁5行目）
- ⑦ 平成26年12月の段階より→平成25年12月の段階より（16頁20行目）
- ⑧ 乙26号証中「屋上防火水槽の改修」が記載漏れとなっているとの指摘（17頁下段 ※部分）は、証人入江が訂正の証言をしている。
- ⑨ 5594万4000万円→5594万4000円（20頁9行目）
- ⑩ 建総研→建総研（多数）

以上